

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【234】

2. 日時：令和4年7月21日 14時00分～14時52分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

皆川主任安全審査官、岩崎安全審査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他10名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 担当※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:06	規制庁岩崎です。それでは本日の島根 2 号の設工認のヒアリング、溢水防護に関係する順位について、開始したいと思います。それでは早速ですが中部電力の方から、
0:00:18	説明の方よろしく申し上げます。
0:00:25	中国電力の仲西です。それでは説明をさせていただきます。まず、配付資料の確認と番号取りをさせていただきます。
0:00:32	資料番号 1、MS2 ほか、12301。
0:00:38	資料番号 2NS2 基、012 回 01。
0:00:42	資料番号 3NS2.1034 回 02。
0:00:47	資料番号 4、NS2 円、1035。
0:00:52	資料番号 5、NS2.1036 回 02。
0:00:57	資料番号 6、N-S2、補 015 回 04。以上となります。
0:01:04	本日のご説明内容ですが、第 4 回補正時に提出しました、資料番号 4、6-1-1-9-4、いす影響に関する評価と、その
0:01:15	資料に関する補足説明について説明させていただきます。以前のヒアリングでいただいております指摘事項については、
0:01:22	後日回答とさせていただきます。後日別途回答させていただきます。
0:01:28	では資料 1-2 ページをお願いします。
0:01:36	いただきまして指摘事項ですが、後日回答とさせており、個別回答については 2 ページと 3 ページに指摘事項があります。
0:01:46	4 ページをお願いします。
0:01:49	4 ページから、本日資料提出にあたり、工認記載、工認記載の適正化をしている箇所があります。
0:01:56	結成化の箇所につきましては、資料の説明に合わせて説明していきます。
0:02:02	資料番号 4-1 ページをお願いします。
0:02:11	溢水評価について説明させていただきます。
0:02:14	まず、1、概要です。本資料は防護すべき設備に対して発生を想定する溢水の影響により防護すべき設備表示される機能不足の恐れがないことを評価しております。
0:02:25	また、放射性物質を含む液体が管理区域外漏えいしないことを評価いたします。
0:02:32	2 ポツ、溢水評価です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:35	防護すべき設備が寄せる機能を損なう恐れがないことを評価します。また燃料プールのスロッシングより水位低下を考慮しても、両プールの冷却機能及び給水機能が確保でき、
0:02:45	適切な水温、遮へい性を維持できることを評価します。
0:02:49	長田性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から溢れ出ることを想定する放射性物質を含む液体につきましては、管理区域外へ漏えいすること。
0:02:59	ことがないことを評価いたします。
0:03:03	5 ページの 2 ポツ 1 ポツ 1 没水影響に対する評価の評価方法について説明します。
0:03:10	水源水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出される溢水水位との相似高さを比較して評価をします。
0:03:19	SSEA1 は、H=分の 9、9 が椅子へと流入量がファイル面積。
0:03:27	により溢水水位を算出します。
0:03:31	続き毎月 2 ページをお願いします。
0:03:35	没水評価の判定基準です。
0:03:37	判定基準は三つあります。まず一つ目発生した溢水による水位が防護すべき設備の機能喪失が定まらないことと、設備が機能維持できることを確認しております。
0:03:48	Bポツ、防護すべき設備のうち、溢水防護対象設備につきましては、多重性または多様性を有しており、同時に要求される機能を損なうようなことを確認します。
0:04:00	Cポツ、
0:04:01	防護すべき設備のうち、重大事故防止設備につきましては、設計基準対象施設の幼虫される機能と同時にその機能を損なう恐れがないこと。
0:04:11	重大事故等対処設備であって、重大事故防止設備等ではない設備につきましては、修復性等も考慮し、できる限り内部溢水に対する頑健性を確保すること。
0:04:23	また、設計基準、
0:04:25	対象設備の機能に期待せずに重大事故等対処設備によりプラントの安全性に関する主要な機能、臨界移行、燃料冷却、格納容器除熱、
0:04:36	燃料プール注水につきましては、その機能を損なう恐れがないことを確認します。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:43	と評価結果としましては、いずれの基準を満足することが幼虫される機能を損なう恐れはないことを確認しております。
0:04:51	と具体的な評価結果を次のページに示しております。
0:04:55	今回の土肥水の評価結果につきましては、今回補足説明資料 5 ポツにて、
0:05:03	別途水被水蒸気を含めた評価結果を示しております。で、
0:05:09	評価につきましてはそちらの評価で十分だと考えておりましたが、先行機の資料との比較をしております。
0:05:16	したところ、今回の表の 2-1、没水影響評価につきまして、除染工事にはない費用となっていたことから、今回追加をさせていただいております。
0:05:27	3 ページお願いします。
0:05:32	評価の結果、黒丸で機能喪失する機器を抽出しております。
0:05:38	右から、
0:05:39	4 行目に想定破損、
0:05:41	3 行目に消火水の奉仕地震起因についてそれぞれ機能喪失する。
0:05:46	事象について黒丸を打っており、一番右の列につきまして、判定基準を記載しております。
0:05:55	15 ページをお願いします。
0:06:01	被水影響に対する評価です。
0:06:04	評価方法としましては、水源からの直線軌道及び、
0:06:08	汚物線軌道の飛散による被水、並びに天井面の開口部または貫通部からの被水の影響を受ける範囲にある防護すべき設備につきまして、表示される機能を損なう恐れがないことを評価しております。
0:06:22	(2)の判定基準です。
0:06:25	まず一つ目の判定基準Aは、JISC09202003。
0:06:30	電気機械器具の外郭に保護等中に持てる第二特性数字 4 以上相当の保護等級を有する設備につきましては機能維持するとして判定しております。
0:06:40	Bポツ、こちらは防水と同じで、
0:06:43	溢水防護対象設備については、多重性多様性より同時に機能喪失しないことを確認します。
0:06:49	cポツ、実機での被水条件を考慮しても、要求される機能を損なわないこと被水試験等により確認したカバーやパッキン等による被水防護措置がなされていること。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:59	具体的には島根 2 号は、溢水防護に関する施設として被水防護カバーを設置しておりますのでこちらに該当します。
0:07:07	dポツは先ほどのSA設備の判定基準防水と同様になります。
0:07:11	判定としましては、と。
0:07:14	いずれの、
0:07:15	判定基準を満足することを確認しております。同様に 17 ページ以降に、被水影響評価結果を記載しております。
0:07:27	続きまして 42 ページをお願いします。
0:07:32	蒸気影響に対する評価です。
0:07:36	評価方法としましてはネギ配管のうち、統合すべき設備が設置されている建物に、
0:07:42	設置される上地元に対して、
0:07:45	溢水影響評価を実施します。
0:07:48	具体的な対象は、常時系、復水給水系、原子炉浄化で、
0:07:53	原子炉各自定着中になります。
0:07:57	判定基準です。
0:07:59	判定基準では、
0:08:01	漏えい蒸気による環境条件が机上評価によって防護する施設の健全性が確認されている条件を超えないこと。
0:08:09	bポツ、
0:08:10	先ほど同様に多重性多様性を確認していること、cポツ実機での所、
0:08:15	非常勤を考慮しても、
0:08:17	要求される機能を損なわないことを蒸気暴露試験等により確認した、保護カバーやパッキン等による蒸気防護措置がなされていること。
0:08:25	例につきましてはSAの判定基準先ほどと同様です。
0:08:29	評価チェック結果につきましては同様に、44 ページ以降に記載しております。
0:08:37	48 ページをお願いします。
0:08:40	2 ポツに燃料プール等のスロッシングの機能維持に対する評価についてです。
0:08:45	(1)評価方法です。燃料プール等のスロッシングに燃料プールの水位が、
0:08:51	燃料プールの冷却機能及び給水機能が確保でき適切な水温及び遮へい機能、遮へい水位を維持する機能に与える影響を評価します。
0:09:00	(2)判定基準です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:03	まず一つ目が、スロッシングの燃料プールの水位が燃料プールの冷却機能、水温 65 度以下、及び使用済み燃料の放射線に対する遮へい水位を満足するために必要な水位を維持できていること。
0:09:16	bポツ燃料プールの冷着機能及び給水機能を有する系統の防護すべき設備が設置されている。
0:09:23	石郷岡区において機能喪失しないことです。
0:09:27	加古さん、評価結果です。
0:09:30	その信号の燃料プールの水は一時的にオーバーフローの水位を下回りますが、プール水温が 65 度となる前に燃料プールの冷却機能、プールへの給水機能を有する系統による、
0:09:41	給水冷却が可能であるため、データ機能維持への影響がないことを確認しております。
0:09:48	またその信号の燃料プールの水位は、必要な遮へいに必要な水位が維持されていること、また、先ほどの没水被水蒸気影響評価にて、
0:09:58	燃料プールの給水機能提供に関する設備が機能維持することを確認しております。
0:10:03	49 ページをお願いします。
0:10:06	49 ページの表 2-4 に、はい。
0:10:09	スロッシングの算出した後の水位と必要な遮へい水位等を記載しております。
0:10:15	なお、
0:10:16	燃料プールのスロッシングにつきましては、
0:10:18	指摘事項をいただいておりますので、また再度その際には、解説等についてご説明させていただきたいと思います。
0:10:25	49 ページの 2 ポツ 3、お願いします。
0:10:29	防護すべき設備を内包する建物外エリア外からの溢水に対する評価について説明します。
0:10:36	2 ポツ 3 ポツ 1 ポツ 1 タービン建物のうち、復水器を設置するエリアからの溢水評価です。
0:10:44	タービン建物にモデル水溢水については、まず、復水器を設置するエリアにつきましては、想定破損による循環水系の伸縮継手部の破損を想定し隔離するまでの時間により、
0:10:56	下水道算し評価をします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:58	判定基準としましては、びん建物から発生する水がタービン建物内に滞留でき、隣接する防護すべき設備を設置する原子炉建物に伝播することがないことを確認しております。
0:11:13	50 ページをお願いします。
0:11:16	と評価結果です。
0:11:18	タービン建物、復水器を設置するエリアの溢水量は 1 万 4452 となり、溢水水位はEL5.89 となります。
0:11:26	タービン建物と隣接する防護すべき設備を設置する、腎症建物境界にはEL8.8 メートルまで、
0:11:33	溢水伝播を防止する設備を設置していることから、
0:11:37	原子炉建物に伝播することなく防護すべき設備が予算内の足の恐れがないことを確認しております。
0:11:44	表 2-5 に、
0:11:46	タービン建物、
0:11:47	滞留容積溢水量と溢水水位の資料表を記載しております。
0:11:55	2 ポツ 3 ポツ 1 ポツに、タービン建物のうち、Sクラスの設備を設置するエリアの評価です。
0:12:03	同様に、タービン建物内で発生する溢水に対して、タービン建物で対応できることを確認しております。51 ページをお願いします。
0:12:12	51 ページの(3)評価結果です。
0:12:18	表 2-6 に、タービン建物Sクラスの設備を設置するエリアの滞留容積水量溢水について記載をしており、
0:12:27	先ほど同様にタービン建物と防護すべき設備数を設置する立石の建物境界には、EL8.8 メートルまで対策を実施している、います。いることから、現象建前伝播することないことを確認しております。
0:12:40	51 ページ下の 2 ポツ 3 ポツ 1 ポツ 3 につきましても、同様に減少建物に流入しないことを確認しております。
0:12:49	52 ページ、お願いします。
0:12:52	52 ページの 2 ポツ 3 ポツに、取水槽循環水ポンプエリアからの溢水に対する評価です。
0:12:59	こちら隣接する海水ポンプエリアの評価をしております。想定破損による溢水として、循環水系の配管の破損を想定しておりますと判定基準です。
0:13:10	(2)。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:13	循環水ポンプで発生する溢水に対しては、隣接する防護すべき設備を設置する取水槽海水ポンプに伝播しない、せず、防護すべき設備が用意され機能差を下げないことを確認します。
0:13:27	(3)評価結果です。
0:13:31	取水槽循環水ポンプエリアは、
0:13:34	循環水配管の破損により満水となり、
0:13:38	取水槽循環水ポンプエリア天端高さを越流して他の区画に伝播します。
0:13:43	越流は排水の5便覧の指針を用いて、結果いえる9.04メートルとなっております。
0:13:50	設立の循環水ポンプエリアと海水ポンプAとの境界には、EL10.8まで。
0:13:56	内水伝播防止設備を設置して、
0:13:58	いますことから、準取水槽循環水ポンプエリアの溢水が、
0:14:04	伝播せず、防護術説明が用地先の即直さないことを確認しております。
0:14:10	2ポツ3ポツ3、復水貯蔵タンクエリアからの溢水に対する評価です。
0:14:16	同様に、復水貯蔵タンクエリアで発生した被水が隣接する原子炉建物に伝播することがないことを確認しております。
0:14:25	と評価結果。
0:14:26	(3)評価結果です。
0:14:29	次ページ54ページの表2-8に、溢水水位、滞留容積と溢水量という水。
0:14:36	がわかる表を記載しております。溢水水位EL23.7億に対し、
0:14:42	EL24.10メートルまで溢水伝播を防止する設備を設置していることから、
0:14:49	現状建物へ伝播しないことを確認しております。
0:14:53	54ページ、2ポツ3ポツ4、1号機タービン建物及び1号機は一部処理建物の溢水に対する評価です。
0:15:01	先ほど同様に1号機タービン建物と、1号機IT部た建物から2号機、
0:15:08	制御室建物、2号機は一部取り立てに伝播しないことを確認しており、その結果を次ページ55の表2の中に記載しております。
0:15:19	あと55ページの2ポツ3ポツ、5、次は屋外タンク等からの溢水に対する評価です。
0:15:27	屋外タンク等につきまして56ページに、
0:15:30	水銀となる屋外タンク等の配置を、
0:15:33	57ページ58ページに、溢水とする屋外タンク等を、
0:15:38	記載しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:15:40	表 2 中の 1 元とする屋外タンク等につきましては、以前は 1 枚の 1 ページに 1 枚の地方としており、文字が小さかったため今回 2 分割としております。
0:15:51	黄色と着色としておりますが、内容の変更はありません。
0:15:57	59 ページをお願いします。屋外タンク等からの溢水が一部区画内へ。
0:16:02	伝播することがなく、防護すべき設備が用地される機能を損なう恐れがないことを判断基準としております。
0:16:09	60 ページに、
0:16:11	建物外壁等、各
0:16:13	評価結果を記載しております。
0:16:15	結果として溢水防護区画に溢水が流入する伝播することがないことを確認しております。
0:16:21	屋外水につきましては保管アクセスのヒアリングにおいても指摘事項をいただいておりますので、
0:16:27	別途補足説明資料にて詳細な解析内容を説明させていただきたいと思っております。
0:16:33	61 ページをお願いします。
0:16:36	2 ポツ 3 ポツ 6 地下水に対する評価です。
0:16:40	地下水、
0:16:41	地下水を排水ための地下水位低下設備を Ss 機能維持、
0:16:45	に対して、機能を損なう恐れがない設計としていることから地下水は排水可能。
0:16:50	であることを記載しております。
0:16:52	2 ポツ 4 です管理区域外の漏えい防止に対する評価です。
0:16:58	管理区域と非管理区域につきまして、
0:17:02	判定基準としまして発生を想定する構成物質を含む液体の水が管理区域外伝播を防止する対策を実施する高さを超えず、
0:17:10	抗生物質を含む液体が管理区域外で、
0:17:13	伝播することが恐れがないことを確認しております。対象となる。
0:17:18	席へと開口部等につきましては表 2 の中に示しております。
0:17:25	続きまして、補足説明資料の説明、説明をさせていただきます。
0:17:35	資料番号 6 の通しページ 2 ページをお願いします。
0:17:45	補足説明書の目次になります。今回資料提出にあたり目次の構成を修正させていただいております。具体的には、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:54	1-9-4の資料でも、溢水の評価結果を説明させていただきましたが、5ポツ、溢水評価括弧没水被水及び蒸気影響評価につきまして、
0:18:04	当ポツ後、想定破損による溢水に対するリスク影響評価とこれまでは先行期に合わせて没水影響、影響評価、被水影響評価蒸気影響評価と三つの
0:18:16	資料にしておりました。
0:18:18	評価をお示しするにあたり、没水と被水と蒸気は同時に起こり得るものですので、一つの判定としてまとめてみる必要があると考え、
0:18:28	今回一つの表にまとめ、ポツ5 想定発想に対する溢水評価結果をポツ7 消火水の放水による溢水に対する溢水評価結果、
0:18:38	ポツ地震起因による溢水に対する溢水評価結果という。
0:18:43	白としました。
0:18:48	では、6ページをお願いします。
0:18:54	4ポツに溢水防護に関する施設等の耐震評価対象設備部位の代表性及び網羅性についてです。
0:19:02	本資料につきましては、溢水防護に関する施設のうち貫通部吊り措置、
0:19:07	及び水源としないBC、
0:19:10	BCクラス機器にモデル耐震評価対象。
0:19:13	Vの代表性及び網羅性について説明をしています貫通部と、水銀としないBCに暮らして整理をしております。
0:19:22	9ページをお願いします。
0:19:26	想定破損のリースに対する没水影響評価です。
0:19:31	ボス影響評価の死亡についてご説明します。
0:19:35	1ポツのまず1段落目からです。単一の機器の破損により生じる溢水区画を起点とし、溢水経路を経由して最終的な滞留区画に到達するまでを一つのケースと定め、
0:19:46	被水キロに位置するすべての区画における水位を算定して評価をしております。この一連の評価を、想定されるすべての単一の破損ケースごとに実施し、結果としてすべての評価ケースについて、
0:19:58	必要な機能が維持できていることを確認しております。
0:20:02	10ページをお願いします。
0:20:04	具体的な内容について説明します。
0:20:08	こちらの、
0:20:09	まず表では、RB2F-08Nという区画、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:15	溢水が発生したことを想定した評価をしています。まず溢水が発生、溢水の発生を想定作RBIにF-08の溢水水位を、まずこの表でお示しております。
0:20:27	11ページをお願いします。
0:20:30	堰水密扉等の浸水防護施設をかんがみて、水田、
0:20:35	伝播をする区画を、
0:20:37	次のステップでは、
0:20:38	検討し、今回、RBIにF-06NRB2分28年度について伝播するためこちらの、それぞれ区画の溢水水位を算出しております。
0:20:50	なお、RB2F-09Nの溢水水位の算定においてはRBIにF08Nと09Nのみの面積を考慮しており、
0:20:59	RBIにF-28への評価においては、RBIにF08Nと28円のみを考慮し保守的に面積が小さくなるように評価しております。
0:21:09	12ページをお願いします。
0:21:11	続きまして、RBIにF28Nから伝播するRBIにF17N18-19nという過去の評価結果を移設予算つつしております。
0:21:22	13ページをお願いします。
0:21:25	13ページに、先ほどRBIにF08年度で発生した溢水の伝播先と伝播先の防護対象設備の機能判定を実施しております。
0:21:39	まず、
0:21:41	13ページまでは以上です。14ページをお願いします。
0:21:46	続きまして重大事故等対設備に対する防護方針になります。
0:21:54	まず重大事故等対処設備に防護方針としましては方針1、
0:21:59	防止設備につきましては、設計基準対処設備の安全機能と同時にその機能が損なう恐れがないこと、方針に修復性も考慮してできる限り頑健性を確保することを審査。
0:22:11	デービー設備の機能に期待せずに、プラントの安全性に関する主要な機能を損なわないことを恐れのないことを確認しております。
0:22:20	16ページをお願いします。
0:22:22	図5ポツ3ポツ2に、
0:22:25	フローを示しております。
0:22:28	まず、条文に対し防止設備緩和設備簿防止でも緩和でもない設備に分類をしまして、それぞれ評価を、方針1方針について評価をします。
0:22:39	その後方針3について評価を実施するフローとなっております。
0:22:43	17ページをお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:48	5 ポツ後、想定破損による溢水に対する評価結果となります。
0:22:54	5 ポツ 3 で説明した一連の
0:22:57	評価の流れを整理したものになります。18 ページをお願いします。
0:23:03	18 ページ左上に溢水の発生する区画、RBB2F01N-1 水田RHRSへのいつよ 425 を想定し、伝播先まで、
0:23:15	伝播を特定し機能喪失判定をしたものになります。
0:23:19	こちらを一連の評価として、すべての区画について実施しております。
0:23:28	続きまして、
0:23:29	168 ページをお願いします。
0:23:34	168 ページは消火水の放水に溢水に対する溢水評価結果になります。
0:23:40	169 ページから同様に、消火水の放水を想定する区画に対して、
0:23:46	そこを溢水発生区画とし、伝播先まで溢水経路をたどり、機能喪失判定を実施したものです。
0:24:00	次に 178 ページをお願いします。
0:24:10	278 は地震起因による溢水に対する評価です。地震起因につきましては、地震発生の 1 ケースのみですので、
0:24:17	利用BCクラス機器の複数同時破損と燃料プールのスロッシングによる漏えい水を同時に考慮した評価を実施しております。
0:24:26	280 ページをお願いします。
0:24:32	はい便建物からの溢水に対する評価の補足説明資料になります。
0:24:40	281 ページをお願いします。
0:24:43	281 ページ、図 6 ポツ 1-1 にタービン建物を評価した医療を示しております。
0:24:51	282 ページをお願いします。
0:24:54	復水器を設置するエリアの溢水評価につきまして、想定破損の溢水量の評価条件について、表 6 ポツ 1 ポツ-1 から、
0:25:03	示しております。
0:25:06	283 ページをお願いします。
0:25:10	地震起因について、水量の算出の諸元を示しております。
0:25:17	285 ページをお願いします。
0:25:26	薄井木を設置するエリアからの伝播範囲図を示しており、その結果を 286 ページの表に示しております。
0:25:33	同様に 286 ページの 3 ポツから、Sクラスの切望接するエリアからの溢水評価結果。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:41	288 ページにSクラスの設備を設置するエリア西からの溢水評価結果について記載をしております。
0:25:49	290 ページをお願いします。
0:25:51	地下水による溢水影響になります。
0:25:58	地下水の溢水影響についての補足説明資料になります。
0:26:02	2 文字に、建物外周の超過に陥る地下水の流入対策を記載しをしております。
0:26:13	続きまして、
0:26:14	292 ページをお願いします。
0:26:18	ケーブルの被水影響についてです。
0:26:22	2 ポツ(1)に灰環境試験、
0:26:25	を実施を実施してあります(2)定期事業者検査時の試験を実施しており、
0:26:32	絶縁が維持されていることを確認していることからケーブル分ついても影響がないと判断しております。
0:26:42	295 ページをお願いします。
0:26:46	ボス影響評価における水上高さと滞留面積の補足説明資料になります。
0:26:52	1 ポツの図 7 ポツ 3-1 に、椅子没水、溢水水位を算出する上での水上高さのところの考え方を図示しております。
0:27:04	2 ポツからは滞留面積について、
0:27:08	考え方お伝えをしております。
0:27:12	枠内で実際に木藤が占める面積の割合を算出し、それにそれを保守的に設定して滞留面積を算出しております。
0:27:28	続きまして 300 ページをお願いします。
0:27:32	その他漏えい事象に対する確認です。
0:27:38	想定超過地震起因以外のその他事象についてですが、2 ポツ、表 7 ポツ 7-1 に想定されるその他漏えい事象についてと記載をしており、その漏えい事象について、
0:27:54	を仮に、想定されるその他漏えい事象が起こったとしても、漏えい検知、または、
0:28:00	隔離操作が可能であることを評価を実施しており評価結果を、
0:28:05	303 ページの表 7 ポツ 7-2 に記載をしております。
0:28:11	308 ページをお願いします。
0:28:14	7 ポツ 11 エキスパンションジョイント止水版の性能についてです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:23	まず 1 ポツにエキスパンションジョイント止水版につきまして地下数に対して、
0:28:28	許容大雪に余裕があること。
0:28:30	309 ページの 2 ポツに、
0:28:33	基準地震動 $S_s$ に対して耐震性確保されてることを確認しております。
0:28:39	最後にその他衛藤適正化箇所についてご説明させていただきます。
0:28:44	資料番号 2 の 41 ページをお願いします。
0:28:59	41 ページ左から 3 所。
0:29:01	3 列目の基本設計方針です。
0:29:05	と通水扉の記載についてですが、これまでの地裁では通水扉がすべて $S_s$ 機能維持に、
0:29:12	よる地震動に対しては井関の伊井です。
0:29:16	する設計と、
0:29:18	記載をしておりましたが、通水扉について、地震時及び地震後納期に対する通水扉について、
0:29:25	$S_s$ 機能維持が必要ということが、ことがわかるように資料を適正化しております。
0:29:33	資料 6-1-1 の 9-5 資料ナンバー5 についても同様の記載があるため修正しております。
0:29:41	資料ナンバー3 の、
0:29:43	12 ページをお願いします。
0:29:52	12 ページ、表 2 の中地震起因による溢水量です。
0:29:57	白ナンバー4-6-1-1-9-4 で複数、
0:30:02	雨水貯蔵タンク医療の溢水評価についてと示しておりましたが、
0:30:06	その溢水量について、本資料に記載が、
0:30:10	できておりませんでしたので適正化したの指導と地裁を追加させていただいておりました。
0:30:15	続いて資料No.5-1 ページをお願いします。
0:30:26	喜多から 7 行目の、
0:30:28	都道検知器及び正常版というところ です。
0:30:33	循環水隔離システムの漏えい率について、
0:30:37	能美へと今までは記載させて整理版の記載があり、できておりませんでした正常版につきまして、隔離システムを構成するものですので、記載をしていたと。
0:30:48	資料の読み込みに引っかかるように適正化いたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:56	また、下から 3 条目の企業ハッチングにつきましても資料の読み込みの体裁が資料内であっておりませんでしたので、資料の読み込みを適正化しております。
0:31:09	45 ページをお願いします。
0:31:17	15 ページから貫通部止水措置を実施する箇所についてと追記しております。14 ページに貫通部止水措置の設計方針を記載しておりまして、設計方針としては、
0:31:30	14 ページの記載で十分だと考えておりますが、先行機との資料を比較しますと、詳細な箇所まで実施の記載をしておりますので、
0:31:40	島根も同様に記載を追加いたしました。
0:31:45	44 ページをお願いします。
0:31:51	44 ページ、(2)の循環水管系隔離システムの漏えい検知についてです。
0:31:57	漏えい検知器、タービン。
0:32:00	茂木海水系隔離システム設置に伴いまして漏えい検知器の製品をちょっと変更しましたので、組織を変更しております。
0:32:13	47 ページお願いします。
0:32:15	47 ページの構造の概要も変更しております。
0:32:19	最後になりますが 46 ページをお願いします。
0:32:23	46 ページの図 4-2、循環水隔離システムの概要です。
0:32:29	システムの概要とインターロックの概要を記載しておりますが、当初ところ、図の体裁が合っておりませんでしたので図の体裁を修正しております。内容の変更はありません。
0:32:42	ご説明は以上になります。
0:32:50	規制庁皆川です。説明ありがとうございます。
0:32:54	ちょっと中身の確認に入る前にちょっと教えて欲しいんですけど、資料 4 で、請求に関する評価って、今回説明していただいたんですけど、
0:33:06	ちょっと教えて欲しいのが、ちょっと私、許可の溢水でどこまで説明があったかっていうのちょっと把握してないので教えて欲しいんですけど、この溢水影響に関する評価って、もうあれでしたっけ、許可のまとめ資料とかでその中身については説明されてるものって理解していいんですけど。
0:33:28	中国電力の仲西です。はい。EPの許可の時にも、今回、5 ポツ 3 で、没水影響評価の説明をさせていただきましたが、同様の説明をさせていただいております、ポポツなの。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:43	表が 100 ページほどついておりましたが、そちらも付けて説明をしております。
0:33:49	以上になります。
0:33:52	規制庁皆川です。ありがとうございます。何かそういう意味で、すみませんこの、
0:33:57	資料 4 の溢水影響に関する評価と、最後に説明していただいた資料、資料 6 の補足説明資料、
0:34:08	本日説明していた、していただいた中身の中で、
0:34:14	公認で初めて説明するもの。
0:34:18	その許可で説明していたんだけど、
0:34:23	数字が変わったり、ちょっと考え方が変わったり、
0:34:27	ていうところがあるのかどうか。
0:34:31	ていうのと、もしそれがあった場合それが具体的にどこなのかっていうのを教えてもらってもいいですか。
0:34:45	中国電力ナカニシせずと少々お時間ください。
0:35:36	はい。小俣嶋中国電力の長田です。
0:35:41	許可時の評価からの、
0:35:44	まず一つ追加といいますか、
0:35:48	許可時の時はSA設備の評価はですね代表例をお示してご説明しておりましたけれども今回先行プラントも同様でございますが、
0:35:59	工認段階で個別の評価結果を載せ、追加で載せさせていただいております。ただ
0:36:07	結果としては変更なくですね問題ないという、
0:36:14	結果になっております。その他は詳細設計を進むにあたって、席の配置だとかそういうものの変更とかで多少変更した部分がございますけれども、
0:36:25	これも結果に及ぼすものではございません。
0:36:28	未遂の数字とか、あまり細かいところまでは、
0:36:32	現状と記載しておりませんのでそういう観点でも、大きな変更はないというような状況でございます。以上です。
0:36:42	規制庁皆川です。ありがとうございます。そうすると、すみません。ちょっと確認はちょっと私の
0:36:50	認識合わせのために、もう一度確認したいんですけど、基本的には資料 4 と資料 6 の中身についてはその結果をどこまで示すかっていうのはちょっと置いといたとしたら、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:37:03	もうすでに許可で説明している中身であって、
0:37:08	その表カーの数字とかが多少変わっているのはその詳細設計の断面で、す、設計進捗によって、少しその数値が変わっていると。
0:37:20	というような変更程度であって、
0:37:23	許可で説明していた、多分まとめ資料だと思いますけれども、そこで説明していた範囲内の説明ですっていう理解で、
0:37:33	間違いないですかね。
0:37:37	はい。
0:37:38	中国電力の長田ですご理解の通りで評価手法等も変更しておりませんし、地震、そうでしょうか。それから、薄い水蒸気という、
0:37:48	評価をそれぞれやっております、強化時と変わらず問題ないという結果をご提示させていただいております。以上です。
0:37:57	中安わかりましたありがとうございます。私からは以上です。
0:38:05	規制庁岩崎ですすいません私がちょっと教えて欲しいのは溢水の評価のところ、
0:38:13	蒸気影響評価同時に起こり得るものと、整理いたしましたのでとおっしゃったような気がしたんですけど、それも
0:38:23	来工認です。改めてってことじゃなくて、既許可からそそうしていたってことですか。
0:38:34	はい。中国電力の長田です。はい。結果の示し方ということでちょっとご説明いたしましたがその辺の考え方も、
0:38:42	許可時から変えておりませんので、はい。
0:38:45	変更はございません。以上です。
0:38:53	聞いてイワサキわかりましたありがとうございます。それでは藤。
0:38:57	基本的な部分では、
0:39:00	資料 4-15 ページにある
0:39:04	被水の評価方法のところ、
0:39:09	これは何か配管と、配管とかその溢水縁と、
0:39:16	何かその評価、安保、防護対象の間に、
0:39:22	直線で遮られていれば、もう大丈夫っていうこと。
0:39:32	中国電力の中西です。今先ほどおっしゃっていただいたのは図 2-1 の、
0:39:39	上の図のところを多分、言われていたと、おっしゃったことと考えておりますが、まず被水につきましては部屋の中で、直線軌道と

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:49	鉤物軌道ですかね、例えば横にあっても上からこうなだらかに落ち、上に水が気づいてくるっていうことも、考えておりますが、この図であれば、
0:40:00	日の方物っていうのは、体感1ですね、ないので、直線として見えなければ、いろんな鉤物機能も考慮して、見えなかったら、
0:40:11	と判定をOKとしているということになります。
0:40:17	以上です。
0:40:18	規制庁イワサキ澤会社ごめんなさい放物軌道って書いてありましたがからあれですよ。何か逆に、逆になっていうか
0:40:25	今この絵だと、伊勢が上にあって、何かこう張りみたいなんで、
0:40:31	なってますけど、伊勢銀行下にあって交付済みでやっているようなことはちゃんと考えてあるっちゃうことでいいです。
0:40:40	中国電力のナカニシ説その通りの理解です。以上です。
0:40:45	すいませんわかりましたすみませんありがとうございます。
0:40:58	規制庁ミナカワですみませんちょっともう1点教えていただきたいんですけど、今回の
0:41:05	被水影響評価カーについてはとかで説明していた範囲内っていうので理解したんですけど、その上で、それも含めて、
0:41:15	先行プラント、
0:41:18	等その考え方が違うような評価。
0:41:22	っていうのは、まあまあそれはもう許可で説明されてたってことだと思うんですけど、なんかそういうのって島根特有の評価とかっていうのは何かあたりするんでしょうか。
0:41:44	中国電力の仲西です。渡船工事等へと違うというところにつきましては、えっとですねまず
0:41:52	1-1-9-5 に示しております。ちょっとページを申すのでお待ちください。
0:42:09	お待たせしました1-1-9-5の49ページです。資料番号を
0:42:14	5-49ページです。
0:42:18	49ページに排水を期待する設備として通水扉を年増で設置しております。他社に言わない設備ですが、この通水扉からの排水を期待して溢水水位を算出しております。
0:42:31	また、前のページ、
0:42:33	に行きますが48ページをお願いします。
0:42:38	島根は、48ページに被水防護カバーを被水駅を防止する設備として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:44	衛藤。
0:42:45	浸水防護施設にエントリーしておりますのでこれを期待した評価をしております。
0:42:51	以上です。
0:42:56	中国電力の長田です。ちょっと補足しますけれどもはい。今仲西が申し上げたようなところはございますけれども
0:43:05	基本的な考え方はガイドにのっとり評価をしておりますので、
0:43:10	今申し上げたぐらいで大きな変更。
0:43:13	とか差異はございません。以上です。
0:43:17	ミナカワで説明ありがとうございます了解しました。
0:43:22	それとすいません、ちょっともう1点教えていただきたいんですけど、ちょっと溢水でどこまで見ているのかっていうところも私は正確に把握してないところあるんですけど。
0:43:34	屋外アクセスルートの関係の説明もあったので、ちょっと教えて欲しいんですけど。
0:43:40	屋内アクセスルートの関係で、
0:43:45	その溢水があったとき、その必要な操作場所まで行けるかどうかみたいな。
0:43:54	そうかっていうのは、何かこれとはまた別途、
0:43:59	アクセスルート健全性なのかどうかわかんないんですけど、健全性のアクセスルとか何かで、
0:44:04	説明されてるもしくは今後します。
0:44:08	ていうことでいいんですけど。
0:44:15	中国電力のイヌマキです。
0:44:18	アクセスルート及び操作場所へのアクセス性等の評価については保管アクセスの屋内アクセス部分についてご説明済みでございます。
0:44:27	以上です。
0:44:29	わかりました。だからそれは溢水を考慮してもう、何だか、
0:44:35	いける。
0:44:37	そう。操作場所まで行ける水位までしかたまらないので大丈夫ですみたいなのがもう説明されてるっていう理解でいいですか。
0:44:48	中国電力のイヌマキです。あと、アクセスの方では設定している各シーケンスに沿って

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:56	通行するルートと、操作場所について時間経過も考慮した上で、その操作場所、アクセスルートに幾らの水が残っている、その結果、アクセス可能な水位以下ですという船の説明をしております。
0:45:11	以上です。
0:45:12	皆川さん、わかりました了解です。はい私からは以上です。
0:45:21	岩崎ですのあれですよね確か。その他アクセスのところで、なんていうか確か審査がコメントもついてたかと思えますがだからシミュレーションか何か出していただいて何か説明して、
0:45:33	ただけてましたよね確か他アクセス。
0:45:38	中国電力のイヌマキです。江藤そうですねご認識の通り衛藤。
0:45:42	エリアごとの推移の表等を用いまして
0:45:47	許可の内容ですとか、結果を説明しております。以上です。
0:45:54	はい。ありがとうございました。佐藤。
0:45:59	基本設計方針のところ、通水扉のところですけど、
0:46:08	通水扉のうち、地震時及び地震後において期待する通水扉について、
0:46:18	何かもう、私のいますイメージというか、認識が違ったあれなんですけど、基本的に、
0:46:27	異臭議員。
0:46:30	違う。
0:46:34	封水扉材大体地震後とかに期待してるものだと思ったんですけど、
0:46:39	あんまり、
0:46:41	地震時とか地震後に期待しない、通水扉。
0:46:47	それ、
0:46:49	基本的には、溢水防護の観点では、
0:46:53	地震時とか地震後に期待しなくても良い通水扉があるということ。
0:47:01	中国電力仲西です。
0:47:04	えっとですねちょっと少しちょっともう少し説明させていただきます。今回内部溢水の評価では想定破損と消火水の放水と地震起因による評価を実施しております。
0:47:17	で、それぞれ想定破損と地震。
0:47:21	金では、想定する水源が違いますので、堰や水密扉についても想定破損について系統分離の上で必要な堰水密扉がありまして地震起因は期待しなくても評価が成立するというものが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:35	あつたりしますが、通水等についても、想定破損のときには、排水を期待した評価をしたいというものと、地震起因の溢水に対して期待したいものが、
0:47:46	ちょっとあります。で、ちょっと記載だけの話なんですけれども、今まではすべてが想定破損とか地震に来た数にかかわらずすべてがSs
0:47:58	機能維持するように読めていましたので、
0:48:00	地震起因について期待するものについては、
0:48:03	施設機能維持、想定破損のみ期待するものはSs機能維持は要求としては不要ということを明記させていただいたものになります。
0:48:12	以上です。
0:48:17	聞いたやさきでさ。わかりました。ちなみにちょっとごめんなさい。これも基本的なところで申し訳ないですけど、
0:48:25	想定破損っていうのは、
0:48:29	同意どうして、特に理由はないけど、破損、地震とは別の要因で破損するものということですか。
0:48:42	中国電力の中西です。そうです。ガイドに基づいて破損を想定していますが、そうですね地震起因については、Ss機能維持が担保できないもの、複数同時破損、
0:48:54	ですけれども、想定破損につきましては、
0:48:58	その内部に流体がありまして、圧力を持ったものであれば、例えばスクラス配管であったとしても、想定破損で溢水量を出して、
0:49:09	系統分離できているかというものを、単一の機器の故障ととらえて評価を実施しています。
0:49:15	以上です。
0:49:22	規制庁イワサキさわかりましたありがとうございます。私からは以上です。
0:49:33	規制庁皆川です。今、通水扉の話出たので、
0:49:37	ちょっと資料5で、
0:49:39	教えて欲しいんですけど。
0:49:42	オリンピックの50ページの図の4-25。
0:49:48	通水扉の配置図ってあって、
0:49:52	原子炉建物のところに、
0:49:57	河相丸が打たれてる4ヶ所があるんですけど、あれ、この4ヶ所が通水扉のすべてっていう理解でいいんですけど。
0:50:08	中国電力ナカニシせず、その通りの理解です。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:13	ミナカワわかりました。このうち、地震時に期待するのはどれだか教えてもらっていいですか。
0:50:29	中国電力のイヌマキです。地震時に期待するものっていう観点でいきますと図の4-25でいい言いますと左側のEL2万3800の2ヶ所、
0:50:41	とEL1万5300の左側の1ヶ所になります。
0:50:46	地震に期待しないものは1万5300の右側のみとなります。以上です。
0:50:54	ミナカワsわかりました。なので、それを基本設計方針で、
0:51:00	正確に書け空けましたってことなんですかね。
0:51:06	中国電力のイヌマキです。ご理解の通りですこの1ヶ所のための記載をさせていただきました。以上です。
0:51:28	きちょイワサキですと、
0:51:31	それではこちらからの指摘は以上となりますが、追加で何か説明することございますか。
0:51:43	中国電力のナカニシ説、追加でご説明することはちょっとありません。以上です。
0:51:53	はい。それでは本日のし、
0:51:56	駅は、
0:51:58	特にないという認識でよかったですか。
0:52:05	はい。中国電力の長田です。はい。こちらも、
0:52:09	同じ認識でございます。以上です。
0:52:15	規制庁岩崎です。それでは本日の溢水に関するヒアリング終了したいと思います。ありがとうございました。
0:52:24	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。